市有財産一般競争入札案内

(旧千屋歯科診療所用地)

一般競争入札参加案内

市有財産を次の要領で、一般競争入札により売り払います。買受け希望のある方は、どうぞ、ご参加ください。

1 売払い物件

種別	所 在 地	種目	公簿面積	備考
土	新見市千屋実1423番6	田	91 m²	現況:宅地
地	新見市千屋実1423番7	田	32 m²	現況:宅地

新見市は、競売財産については、瑕疵担保責任を負いません。

2 予定価格 (最低売払い価格)

¥455,100円

3 入札参加資格及び要件

入札に参加できる方は、日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人と します。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 市有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 入札参加手続時において、市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令167条の4第1項に該当する者
- (4)次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない 者及びその代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質 若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市の行う競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な 価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行 することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員 の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて、市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を市との 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 新見市暴力団排除条例第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等 (入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合にも入札に参 加できません。)
- (6) 入札参加者又はその役員(ウ、工及び才については、入札参加者の経営に事実上参

加している者を含む)が、次のいずれかに該当する場合

- ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加している場合
- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
- ウ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極 的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- オ 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる とき
- カ 新見市から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届け出なかったとき

4 用涂制限

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解されたうえで、入札に参加してください。

- (1) 新見市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に要することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼすものの用に供することはできません。
- 5 入札についての注意事項(物件調査、引渡し)
- (1)入札を希望する人は、「入札についての注意事項」を熟読され、本書の各条項並び に売払い物件の法令上の規制を承知したうえで申し込んでください。
- (2) 越境物が存在する場合には、隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などに関して、 すべて買受者において行っていただきます。
- (3) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等並びに下水に関する汚水桝の修理や排水管の移設等に要する費用は市では負担しません。

また、上下水道及び電気等の引き込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及び手続き等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせのうえ買受者で対応してください。

- (4)建物及び付帯建物、工作物等の点検・修理、立木の伐採、雑草の草刈、切株の切除、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等の権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市では行いません。
- (5) 物件については、原則、地下埋設物、地盤調査及び土壌調査は行っていません。
- (6) 売払い物件は、現状有姿での引き渡しとなります。(現況と図面等が相違している場合、現況が優先します。)

6 入札物件の下見

入札物件の下見を希望する人は、新見市健康福祉部健康医療課(Tm72-6130) へ令和7年10月17日(金)17時までにご連絡ください。(土・日曜日、祝日を除く。)

下見期間は、令和7年10月21日(火)又は10月22日(水)、いずれも10時から16時までとします。

7 契約条項を示す場所

契約書の見本は、本案内に添付してあります。また、新見市健康福祉部健康医療課地 域医療係でもご覧いただけます。

8 入札の日時及び場所

入 札 月 日	受付開始	入札開始	入 札 会 場
令和7年10月24日(金)	10:30	11:30	新見市新見310番地3 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

9 入札保証金に関すること

入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金又は銀行振出小切手を受付時に納付していただく必要があります。なお、落札者が納付された入札保証金は契約保証金の一部に充当します。また、落札できなかった方には入札終了後お返しします。

10 入札参加に必要なもの

- (1) 入札参加者が個人の方で、入札にご本人が出席される場合
 - ①印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ②印鑑(①の印鑑証明書により証明された印鑑)
 - ③入札保証金
 - ④筆記用具
- (2) 入札参加者が個人の方で、入札に代理人が出席される場合
 - ①本人の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ②本人の委任状(①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの)

- ③委任状に押印されている代理人の印鑑
- ④入札保証金
- ⑤筆記用具
- (3) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある方が出席される場合
 - ①法人の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ②印鑑(①の印鑑証明書により証明された印鑑)
 - ③入札保証金
 - ④筆記用具
- (4)入札参加者が法人で、入札に代理人が出席される場合
 - ①法人の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ②委任状(①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの)
 - ③委任状に押印されている代理人の印鑑
 - ④入札保証金
 - ⑤筆記用具
 - ※ 入札書の用紙は当日受付でお渡しします。

11 入札を共有名義で申し込みたいとき

共有名義による入札を行われる場合は、入札書に共有名義人各々の署名及び実印の押 印等が必要になります。共有名義で入札されたい方は、あらかじめお問い合わせくださ い。

12 契約の締結と契約保証金の納付

落札された方は、落札決定の日から14日以内に契約を締結していただきます。契約締結の際、契約保証金(契約金額の10%以上に相当する金額の現金又は銀行振出小切手)を納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金をこの契約保証金の一部に充当します。

また、契約書に貼付する印紙代が必要です。 (落札者に連絡します。)

13 売買代金の納入

売買代金(契約保証金を差し引いた残金額)は、契約締結時から30日以内に納入していただきます。

納入期限までに売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合契約保証金は市のものとなります。ただし、市が特に認めた場合は所定の遅延料を付加して納入期限を延長することがあります。

14 所有権の移転

土地の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、市が行います。ただし、この登記に必要な費用は落札者の負担となります。

15 問い合わせ先

新見市 健康福祉部 健康医療課 地域医療係 TEL(0867)72-6130

※入札への参加を希望する人は、必ず令和7年10月22日(水)17時までにご連絡ください。